

議案第 2 号

沖縄県立学校非常勤講師設置規程について

沖縄県立学校非常勤講師設置規程を別紙のとおり定める。

平成26年3月19日

沖縄県教育委員会

沖縄県立学校非常勤講師設置規程

(設置)

第1条 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例(昭和47年沖縄県条例第22号)第1条に規定する県立学校(以下「県立学校」という。)において教科に関する指導等を行うため、県立学校に沖縄県立学校非常勤講師(以下「非常勤講師」という。)を設置する。

(身分)

第2条 非常勤講師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 非常勤講師は県立学校の校長(以下「校長」という。)の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童又は生徒に対する教科指導等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校教育に関する必要な事項について校長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 非常勤講師は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく教員の相当免許状を有する者又は委嘱にかかる職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していると認められる者のうちから沖縄県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

2 非常勤講師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 非常勤講師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(昭和47年沖縄県規則第111号)に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 非常勤講師の勤務場所は、教育庁学校人事課長が別に定める。

2 非常勤講師の勤務日数及び勤務時間は次のとおりとし、勤務する日及び1日当たりの勤務時間は校長が別に定める。

- (1) 勤務日数は、1月につき20日以内とする。
- (2) 勤務時間は、1週につき19時間以内とする。

(服務)

第7条 非常勤講師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 非常勤講師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 非常勤講師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 県教育委員会は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 非常勤講師として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、非常勤講師に関し必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

学校人事課

1 件名

沖縄県立学校非常勤講師設置規程

2 制定の経緯及び必要性

- (1) これまで県教育委員会では、多様な資質と価値観を有する生徒たちに対して、個に応じた多様な教育を展開するとともに、学力向上、進路保障、中途退学等山積する教育課題の改善を図ることを目的に、学校教育法、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則等に基づき非常勤講師の配置を行ってきた。
- (2) 非常勤講師の身分、勤務条件、服務に関する事項等については、関係法令等に基づいて運用されてきたところだが、当該事項は事務執行上、一元化され、かつ明確に規定されることが望ましいため、新たに訓令の制定を行う必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 非常勤講師の設置について定める（第1条関係）
- (2) 非常勤講師の身分について定める（第2条関係）
- (3) 非常勤講師の職務について定める（第3条関係）
- (4) 非常勤講師の委嘱及び委嘱期間について定める（第4条関係）
- (5) 非常勤講師の報酬及び費用弁償について定める（第5条関係）
- (6) 非常勤講師の勤務条件について定める（第6条関係）
- (7) 非常勤講師の服務について定める（第7条関係）
- (8) 非常勤講師の解嘱について定める（第8条関係）
- (9) この訓令は、平成26年4月1日から施行する（附則）

4 根拠法令

学校教育法

地方公務員法第3条第3項第3号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則

5 関係各課との調整状況

総務課と調整済み

6 添付資料

根拠法令等

○学校教育法

第6章 高等学校

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- 4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 5 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 6 技術職員は、技術に従事する。

○沖縄県立高等学校管理規則

(学校医等)

第55条 学校には、非常勤の職員の職として、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

- 2 前項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。
- 3 学校には、必要に応じて、臨時又は非常勤の職員の職として、講師等を置くことができる。

○沖縄県立特別支援学校管理規則

(学校医等)

第50条 学校には、非常勤の職員の職として、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

- 2 前項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。
- 3 学校には、必要に応じて、臨時又は非常勤の職員の職として、講師等を置くことができる。

○沖縄県立中学校管理規則

(学校医等)

第31条 学校には、非常勤の職員の職として、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

- 2 前項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。
- 3 学校には、必要に応じて、臨時又は非常勤の職員の職として、講師等を置くことができる。